東京「君が代」裁判原告団・「被処分者の会」　星野です。

　　　請求人の苦しみなど『我関せず』・・・

07年度処分撤回請求・人事委員会第2回審理　傍聴者の声を送ります。
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【2009・12・2】

＊卒業式17グループ（請求人処分時：間瀬友典豊多摩高校校長、千谷
順一郎農芸高校校長、和田文夫羽村高校校長…役職は当時
＊請求人処分時の学校：光丘、豊多摩、農芸、羽村、上水、昭和、立川、久留米

＊「校長の誠実さに欠ける姿勢が目立ちます。この尋問の様子を生徒が傍聴したら、
校長の信頼はきっと失われるでしょう。そのような校長は教育の場に立つことはふさ
わしいとは思えません。このような校長にしてしまったことには、都教委に多大な
責任 があると思います。」　（原告）

＊「豊多摩・間瀬校長は、自分の職務にかかわる職務命令にかかわる日時は分単位
まで記憶しながら、請求人の質問には（例、職務命令受け取り拒否理由書）『記憶が
ない』など、あいまいな答えに終始していた。『不起立』生徒への『起立指導』についても、
『生徒の人権と職務命令は矛盾しない』など、教育者としての誠意を疑わせる対応に
終始していた。
　農芸・千谷校長はひたすら『都教委の指示を仰いで』という姿勢で現在の校長（達）の姿を
如実かつ露骨に示していた。
　羽村・和田校長は儀式的行事の際、『国歌以外の伴奏は誰でも良い』と発言した
が、 なぜ国歌は音楽教員でなければならないと、校長自身が思ったのかについては,より
追及してもよかったのではないか。和田校長は終始あっけらかんとした様子で、職務命令の
重さや請求人の苦しみなど『我関せず』という感じで、この人にも失望の極みで した。」（原告）

＊「『１０・２３通達』による、『職務命令体制』によって、多くの教師が体調を崩すことが
起きている。そのことは、学校経営上、生徒の指導上―教育課程実施上の重大な
問題であることを、しっかり認識すべきだと思う。」（原告）

★11・30傍聴者の声、重要な間違い訂正…「生徒の起立」→「生徒の不起立」
＊「PTA会長さんが質問に立ってくれたこと。そして何人かの生徒の起立
（→不起立） を見て、とっさに、激励したいと思った気持を、PTA会長の挨拶の中に
入れたという。 そのことに感銘を受けました。」　（原告）

＜ヒゲメモ＞
「前回（11・30）の審理が終了後、突然人事委員会審理担当責任者の鷲見
部長が私と平田さんを呼びとめて、『今日付けで早期退職することになり、
民間に移ります。皆さんとは長いおつきあい（審理が始まってから５年間）で、
それなりに信頼関係を築いて今日まで来ました。今後も新しい責任者の下で、
今まで同様な静粛な審理をお願いします。』の弁でした。
 私自身も退職してから丸５年間、石原教育行政の教育破壊の出発点でもある、
『１０・２３通達』体制で、多くの教職員の仲間と、不当な人権侵害である『不当な
戒告処分』を受けて、『怒りの不当処分撤回審理』を展開してきました。処分して
きた中心人物の指導部、人事部や法務監察課や職務命令を発出した校長たちは
次々と栄転や天下っていく中で、鷲見部長は、誠実そのもので対応してくださった。

毎回の私たちの尋問をじっくり聞いていただき、どちらが正義なのか、鷲見さん
の心には通じて、理解していただいたのではないかと、勝手に解釈しています。
私たちの戦いは、理不尽な攻撃に対して、教師として、人間としての尊厳をかけて、
絶対に負けるわけにはいきません。決意を新たに。」

　　（請求人・代理人１０名。傍聴人２８名。心から感謝。　星野）

◆法廷も次々入っています。傍聴支援よろしく。
★☆「予防訴訟」・控訴審　弁論再開

１２月７日（月）１３時傍聴抽選　１３時開廷　東京高裁１０１号法廷
　原告側証人　市川須美子独協大教授

★☆東京「君が代」裁判1次訴訟　第２回弁論・控訴審（控訴人１６９名）
１２月１１日（金）１０時３０分傍聴抽選　１１時開廷　　東京高裁１０１号法廷

★☆再雇用拒否撤回２次訴訟第１回口頭弁論（原告２５名）
１２月２１日（月）１４時３０分傍聴抽選　１５時開廷　東京地裁１０３号法廷
＊０７・０８・０９年再雇用などを拒否された人たちの地裁での初めての弁論です。